

司法書士とは…

司法書士とは、皆様に身近な法律家であり、手続法務の専門家です。不動産登記、会社の登記、供託、裁判、成年後見業務などの手続きを通して皆様の財産や権利を守ったり、トラブルを未然に防いだりしています。

土地家屋調査士とは…

土地家屋調査士とは、測量及び不動産の表示に関する登記の専門家です。土地、建物の所在・形状・利用状況などを調査して、図面の作成や不動産の表示に関する登記の申請手続きを行っています。

司法書士・土地家屋調査士 嶋田合同事務所

司法書士 嶋田 秀明
土地家屋調査士 嶋田 幸子

〒225-0014

横浜市青葉区荏田西2丁目24番地14

電話 045(910)6301(代)

FAX 045(910)6302

E-mail: contact@0459106301.co.jp



“街の法律家”としてご利用ください
登記・相続等お任せください

司法書士・土地家屋調査士 嶋田合同事務所



お 手 続 き の 流 れ

STEP 1 お気軽にご相談下さい。

1



TEL



MAIL



FAX

電話・面談等、ご希望の方法をお選び下さい。

※初回の相談は無料になります

STEP 2 司法書士・土地家屋調査士と 面談・電話・メールでの打ち合わせ。

2

お客様にご理解いただけるまで、ご質問等
じっくりとお話させていただきます。

STEP 3 委任契約

3

お客様と当事務所の間で正式に委任契約を
締結します。

STEP 4 書類作成、相手方との交渉など 完了・解決へ！

4

当事務所にて各種手続きをさせていただきます。
手続きが完了するまでお待ち下さい。

業 務 案 内

不動産登記

- 不動産（土地・建物・マンション）を購入したとき
- 住宅ローンの借り換え、完済のとき
- 金融機関から融資を受けて、抵当権・根抵当権を設定したとき
- 住所・氏名を変更したとき
- ご家族等へ不動産を贈与するとき

土地家屋調査士業務

- 建物を新築したとき
- 土地を分割するとき
- 境界線を明らかにするとき
- 建物を建築・解体したとき

商業登記

- 株式会社・合同会社を設立したいとき
- 会社を解散・清算したいとき
- 役員変更があったとき
- 本店を移転したとき
- 有限会社を株式会社にしたいとき

相続手続き・財産の管理

- 遺言書を残したいとき
- 遺産相続が発生したとき
- 相続放棄をしたいとき
- 財産の管理・財産の処分が必要なとき

成年後見

- 精神上の都合により判断能力が十分でない方の支援が必要なとき
- 将来判断能力が低下した時に備えて任意後見人を選んでおきたいとき

その他法律に関する諸相談

まずは相談、
それが問題解決への第一歩です

ごあいさつ

昭和41年3月に創業し、司法書士業を行ってまいりました。長年に渡り、多くのお客様に育てていただいた結果、地域に必要とされるリーガルサポーターとして成長できたと自負しております。これからも「街の法律家」「くらしの法律家」として、地域に暮らすみなさんの財産や権利を守ることを第一に考え、奢ることなくきめ細やかな対応力で接していきたいと考えております。

しまだ ひであき

嶋田 秀明

司法書士・簡裁訴訟代理関係業務認定・行政書士

しまだ さちこ

嶋田 幸子

土地家屋調査士・司法書士・簡裁訴訟代理関係業務認定